

強制労働に関するG7貿易大臣声明（附属文書A）

我々、G7貿易大臣は、2021年にカービスベイで首脳によって表明された農業、太陽光、衣類の部門を含むグローバル・サプライチェーンにおける国家によって行われる脆弱なグループ及び少数派の強制労働を含むあらゆる形態の強制労働の利用についての懸念を共有し、方針を示した。我々は、ルールに基づいた多角的貿易体制において、強制労働の余地はないことを認める。

我々は、現在、世界中で約2500万人が強制労働に毎日従事させられていることを認識し、全ての国、多国間組織、企業に、グローバル・サプライチェーンから強制労働を根絶すべく、強制労働から逃れた人も含めて協働するよう働きかける。

我々は、グローバル・サプライチェーンからあらゆる形態の強制労働の利用を撲滅することに向け、強化された協力と共同努力のための分野を明らかにすべくG7首脳から下された課題に真剣に取り組む。我々は、貿易政策が、グローバル・サプライチェーンにおける強制労働を防止し、確認し、撲滅するための包括的アプローチの中で、重要なツールの一つとなり得ることを認識する。我々は更に、強制労働がグローバルな問題であり、実効的な行動が国際的な労働基準、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則（UNG P）」及び責任あるビジネス行動に関する国際的な基準に基づいて行われるべきであると認識する。これには、国連、特に、国際労働機関（ILO）や経済協力開発機構（OECD）のような多国間機関における共同努力が含まれる。よって、我々は、包括的に強制労働を防止し強制労働の犠牲者に対して保護と適切で効果的な救済へのアクセスを提供するために、政府、労働者の組織、雇用主が自国及び多国間組織でとってきた長年にわたる国際協力を評価する。

我々は、2021年5月のG7貿易大臣コミュニケ及びILO、OECD、国際移住機関（IOM）及び国連児童基金（UNICEF）によるグローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働及び人身売買を終わらせる2019年のレポートを想起する。我々は更に、持続可能なサプライチェーンを発展させるために2015年にG7首脳がエルマウで行ったコミットメント、グローバル・サプライチェーンにおける注意義務である働きがいのある人間らしい仕事、責任あるビジネス規範及び人権デュー・デリジェンスを推進するために2019年にG7社会大臣がパリで行ったG7社会コミットメント並びに児童労働、強制労働、人身売買、及び現代奴隷を撲滅するために2018年にG20労働雇用大臣がメンドーサで行ったコミットメントを想起する。

我々は、強制労働を防止し、強制労働の被害者を保護し、強制労働の被害者に救済を提供するために、全ての国、多国間組織及び企業が、人権及び国際労働基準を擁護し、また、グローバル・サプライチェーン全体を通じて責任あるビジネス規範に関連する原則を尊重するよう働きかける。これには、強制労働指標及びUNG Pの実施を提示する「強制労働措置に関するILOガイドライン」も活用し、「労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣

言並びにその実施についての措置」で提示される、国際的な労働基準の順守を含む。

我々は、強制労働を根絶し、強制労働の被害者を保護し、UNG Pでも認識されているグローバル・サプライチェーンの透明性及びビジネスと人権についての原則の実施を発展させるための、政府の重要な役割を認識する。各国政府は、リスク・マネジメントの手段の共有、データ及び証拠の収集の促進、自身のビジネス運営及び調達政策における国際的な労働基準の擁護並びに国際的な労働基準の遵守を公的ファンドによるプロジェクトの評価に加えることを通じて、これらの目標を達成することを支援することができる。我々は更に、開発途上国が取り残されないことを確保しつつ、デジタル経済の範ちゅうや、グローバル・サプライチェーンのトレイサビリティを向上させる新興技術の活用を通じたものも含め、経済におけるあらゆる分野において国際的な労働基準を擁護することの必要性を認める。

我々は、ビジネスのために明確性及び予見可能性を更に強化することにコミットする。我々は更に、人権デュー・デリジェンスに関する指針を促進することにコミットする。これには、分野別のものを含む「OECD多国籍企業行動指針」及び「責任ある企業行動のためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス」、「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」及び採用に関するILOの一般原則、IOMの倫理的採用基準、並びにUNG Pを含み、またこれらに限定されるものではない。この観点から、我々は、「OECD多国籍企業行動指針」についての各国の連絡窓口の役割を強調する。我々は、強制労働に関するデータ及び証拠を収集及び共有するため国連、ILO及びOECDといった関連する多国間機関において共通の定義及び指針を促進すること、また、国際的な労働基準及びグローバル・サプライチェーン全体を通じた責任あるビジネス行動に関する国際的な基準によるビジネス・コンプライアンスを円滑化することにコミットする。

我々は、グローバル・サプライチェーンにおいて強制労働が行われないこと及び強制労働を実行した者が責任を負うことを確保するため、継続して協働する。これには個人を強制労働から守るために我々が国内的に利用可能な手段や多国間組織を通じたものも含まれる。我々は、我々のベストプラクティスを更に洗練させるために、開発途上国を含む関係者との対話に関与し、また、データ及び証拠の共有のためのあり方を特定しつつ、貿易政策がいかにグローバル・サプライチェーンからの強制労働の根絶に貢献できるかについて技術的な意見交換を継続することの重要性を認識する。我々は、ILO基本条約、とりわけ、2014年の議定書を含む「強制労働に関する条約（第29号）」及び「強制労働の廃止に関する条約（第105号）」の実効的な実施を促進するため、国連、ILO及びOECDといった多国間機関と緊密に取り組むことにコミットする。我々は、人の尊厳を高め、国際的な労働基準及び責任あるビジネス規範の実施を強化し並びに強制労働及びその他の労働権の侵害に対する個人の脆弱性を緩和するため、G7雇用作業部会及びG7の外務・開発大臣と緊密に取り組む。